

葛飾区監査委員告示第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長及び葛飾区教育委員会から通知があるので、次のとおり公表する。

令和2年3月26日

葛飾区監査委員	内 山 利 之
同	遠 藤 勝 男
同	安 西 俊 一
同	上 村 やす子

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

1 指定管理者 株式会社 ソーリン
葛飾区亀有南駐車場他 6 か所
主管課 都市整備部道路管理課

【指摘事項】

基本協定第 16 条で規定する「減額・免除申請書その他の記録」のうち、申請当初に提出される申請書の一部しか保存されておらず、次回以降の申請書（更新）等が保存されていなかった。申請書等により減額・免除の確認ができるないまま利用させることは、利用者間の公平性を担保できていないことになる。さらに、減額・免除は区への納付金と相殺されるもので、その根拠がないまま相殺されることは認められない。減額・免除申請書等の保存は厳格に行うべきである。

なお、納入金計算報告書に利用料金減額免除額（納付金相殺）66,000 円（亀有南駐車場・四つ木駐車場）、771,200 円（亀有南自転車駐車場外）が記載されているが、損益計算書にその記載はなかった。

損益計算書には、利用料金減額免除額及び区への納付金を計上し、収支の状況を明確にすべきである。

【講じた措置】

指定管理者に申請当初及び更新時における利用料金の減額・免除申請書等必要書類の確認及び保存を厳格に行うことを目指した。

また、損益計算書には、利用料金減額免除額及び区への納付額を記載し、指定管理者の純利益額も含め収支内容を明確にするよう指導した。

道路管理課においても、年度報告書等の提出時には書類の内容を精査し、必要に応じて証拠書類を提出させ、収支の根拠確認を徹底するよう改めて周知した。

2 財政援助団体 社会福祉法人 葛飾鎌倉福祉会
鎌倉小学童保育クラブ
主管課 教育委員会事務局放課後支援課

【指摘事項】

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、区補助金及び利用者負担金収入の会計年度の誤りに加え、補助金交付申請書の使用料減額者数、実績報告書の使用料、間食費などの金額に誤りがあったことから、2(7)の補助額16,111,190円が今後、変更されることとなっている。

区が交付する補助金や保護者が納付した使用料などの会計処理、申請書及び実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。

なお、所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう、提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

【講じた措置】

運営事業者において、口座振替不能による学童保育クラブ使用料等の未納者、中途退会者の退会時期、使用料及び間食費の減免人数の把握等が不十分であったため、学童保育クラブ事業の収入金額を誤って記載した。今後、運営事業者では各項目の対象人数等を正確に把握するため、1人の職員で事務処理を行っていたところを複数で事務処理を行うようにし、相互にチェックする体制を構築することとした。

区においても、複数の職員で実績報告書や申請書類等とその数値の根拠となる資料との照合、検算を行うほか、運営事業者が提出する申請書類について、誤記載を防ぐために記入例や記入に当たっての注意事項の作成、申請書類の様式の見直し等を図っていく。

なお、補助金額の変更については、運営事業者から修正された実績報告書が提出され、現在、補助金返還手続を行っているところである。